8月延期分を開催

いけだ・いらっしゃいフェスティバル

夏に中止となった池田市民カーニバルのメイン事業「いけだ・いらっしゃいフェスティバル」について、日時を変えて開催します。今年は猪名川運動公園を会場に、夜店やステージイベントが行われます。思い出づくりに、ぜひお誘い合わせの上ご来場ください。

時 11月23日 祝午後 1 時~6 時 場 猪名川運動公園 北多目的広場

▶ 図 夜店、歌や踊りのライブなど ※詳細は市ホームページをご覧ください。会場内が混み合わないよう入場制限を行う場合があります。



同時開催

3 時間耐久自作三輪車レース in IKEDA ~ チームの絆で走り切れ!! ~

事業内容

参加チーム募集



池田市内在住の小学4年生から中学3年生までの友達や仲間で構成される5人を1チームとして編成し、各チームで三輪車を作成して耐久レースを実施します。

その中で参加者たちは、チームで完走するまでに起こるそれぞれのチームでの事象を共有し、困難を乗り越え、完走をめざします。

問い合わせは空港・観光課☎754・6244

新型コロナウイルスワクチン接種の お知らせ

3回目接種について

2回目接種を受けた後、おおむね8カ月以上経過した方を対象に、3回目接種を行うことが国から示されました。しかし、3回目接種の対象者、ワクチンの種類、具体的な接種間隔、スケジュールなどの詳細は決まっていません。国から情報が入り次第、広報誌や市ホームページでお知らせします。

皆さまへの お願い ワクチンを接種しても、新型コロナウイルスに感染しないわけではありません。あくまで 重症化を予防する効果が期待されるものです。接種後も引き続き、感染症予防対策の徹底を お願いします。

10代・20代男性の方へ

モデルナ社製ワクチンの1回目をすでに接種された方も2回目はファイザー社製ワクチンを希望できます。接種には1回目接種から27日の間隔をあける必要があります。希望者は市コールセンターにご連絡ください。

※日程調整が必要です。本人または保護者が希望する場合は、モデルナ社のワクチン接種も可能です。

注意 上記対象者は10月18日現在、10代・20代男性のみとなります。ご了承ください。

問い合わせは市新型コロナワクチン接種コールセンター☎0570·070·767 午前9時~午後5時(土・日曜日、祝・休日を含む)



介護予防プログラム

yobou「学びの場」参加者募集のお知らせ





教室名	内 容	日程/会場	定員	参加費
エイジレスバレエ・ストレッチ体験教室	クラシックバレエをベースとした ストレッチで体幹を鍛え、美しい 姿勢を保ち、いつまでも健康に自 分の足で歩くことをめざすプログ ラム。	12月6・20日、令和4年1月17・31日、 2月7・21日の月曜日午後2時〜3時30 分(全6回) 会場: Studio mana(菅原町3-1 ステーションN)	12人	3,000円
木エクラフト教室	木の特性や道具の使い方を学び、 スプーンやフォークなど誰かに贈 りたくなる作品の制作に取り組む プログラム。	11月26日、12月10・24日、令和4年 1月7・21日、2月4日の金曜日午前10 時30分~午後0時30分(全6回) 会場:池田阪急ビル(栄町2-1) ※第4回以降の会場は変更予定。	20人	3,000円

対原則、市内在住のおおむね65歳以上の方 申各プログラム初回の5日前までに、電話またはイン ターネットから「いつもyobouいけだ」運営事務局 (いきいきライフ阪急阪神内) ☎0798・78・2753 (午前10時~午後5時、土・日曜日、祝日を含む)



問い合わせは地域支援課☎754・6288

STOP! 女性への暴力

11月12日金~25日休は、「女性に対する暴力をな くす運動」期間です。また、11月25日(水)は「女性 に対する暴力撤廃国際日」です。

被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春・ 人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカ 一行為などは、女性の人権を著しく侵害するもので あり、男女共同参画社会を形成していく上で克服す べき重要な課題です。

家庭内でも、対等な関係で行われるけんかではな く、支配関係にある夫から妻(妻から夫)に対して、 一方的に暴力を振るうことはDVにあたります。夫 婦間だから許されるということはありません。

市では、女性のための相談窓口やDV被害者らの 緊急一時保護・避難支援制度などを設けています。 一人で悩まずご相談ください。また、同期間に合わ せて「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示 を行います。

「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発展示

時11月16日 ※ 25日 休 場 市役所 1 階ロビー

内 「ケンカとDVの違い」「暴力の形態」「デートD V | などについての解説や各種啓発冊子の展示

問い合わせは人権・文化国際課☎754・6231

33 = 2021.11 広報いけだ

―住まなくなった家、登録しませんか―

「池田市空き家バンク」制度

空き家をお持ちの方で、「貸したい、売りたい」という方からの物件の登録を募集しています。

対 市内の空き家(戸建て・兼用住宅など)の所有者とその代理者 ※登録には「物件の相続登記が済んでいる」などの条件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

空き家バンクに関する補助制度

予算の範囲内で以下の補助を実施しています。

内 容	対 象	補助額
空き家バンク仲介手数料補助 本市空き家バンクに登録をした物件の売買契約または賃貸 借契約に要する仲介手数料に 対し、補助金を交付	次の条件を全て満たした空き家 ・登録して1カ月以上経過 ・適正に管理している ・売買、賃貸の契約を親族と締結していない ・所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり)	売買契約で最大20万円 賃貸契約で最大5万円
空き家バンク インスペクション補助 空き家バンクに登録をした物 件にインスペクションを実施 する所有者に対して補助金を 交付	次の条件を全て満たした空き家 ・登録して1カ月以上経過 ・適正に管理している ・昭和56年5月31日以前に建てられた場合、耐震 診断を実施している ・インスペクションの結果を外部に公表すること について所有者が同意している ・所有者が市税を滞納していない(所得などに関する制限あり)	最大5万円

池田市空き家バンク制度とは

市内への移住・定住と地域の活性化を図るため、空き家の所有者と利用希望者との結びつきを、市がお手伝いする制度。

同バンクに登録された空き家情報を市ホームページで公開し、空き家の利用を希望する方へ情報提供します。 また、不動産・建築などの専門家と連携し、空き家所有者の方が抱えるさまざまな相談にも対応します。



問い合わせは都市政策課☎754・6283